

## 総合評価の評価項目

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目)又は(建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事業品質確保技術者(I)又は公共工事業品質確保技術者(II) ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の建設部門に限る)	①: 4 ②: 2	
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	①: 1 ②: 0	
	管理技術者	業務執行技術力	平成21年度以降の同種又は類似業務の実績の内容 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ・また、左記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。	①: 5 ②: 3	
		地域精進度	平成21年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績 下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。※1 ②当該事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務実績がある。※2 ③当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。※3 ④①、②、③以外 ※1「当該事務所管内」とは、埼玉県内及び茨城県内とする。 ※2「当該事務所が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)」とは、 栃木県・群馬県・千葉県・東京都・山梨県・長野県内とする。 ※3「当該整備局管内」とは、神奈川県・静岡県内とする ・また、左記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。	①: 5 ②: 4 ③: 3 ④: 0	
配置予定担当技術者の経験	担当技術者	業務執行技術力	平成21年度以降の同種又は類似業務の実績の内容 下記の順位で評価する。 ※複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された配置予定担当技術者の上位1名の評価値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①、②以外 ・また、左記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。	①: 5 ②: 3 ③: 0	
実施方針	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ※下記項目毎で3段階(良好:5点、普通:3点、不十分:0点) ・配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取組が具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示項目等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	20	
技術提案	本業務における留意点		的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	20
			実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10
賞上げの実施に関する評価	大企業		令和8年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和8年(暦年)において※5、対前年度又は前年比で給与総額を一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 ※5経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賞上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賞上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。	①: 5 ②: 0	
	中小企業等 ※4		令和8年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和8年(暦年)において※5、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 ※4「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。 ※5経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賞上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賞上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。	①: 5 ②: 0	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価			次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※6 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※7 ・プラチナぐるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業 ・トライぐるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※8 ・ユースエール認定企業	①: 0.5 ②: 0	
合計(技術評価の配点合計)				85.5	

- ※1 「当該事務所等管内」とは、埼玉県及び茨城県内とする。
- ※2 「当該事務所等が所在する都県に隣接する都県（整備局管内）」とは、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県内とする。
- ※3 「当該整備局管内」とは、神奈川県・静岡県内とする。
- ※4 「中小企業等」とは、法人税法第6条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
- ※5 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。
- ※6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。（同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。）
- ※7 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※8 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

予定価格	142,500,000	(消費税抜き)
調査基準価格	115,360,000	(消費税抜き)
価格点の満点	30	

入札調書(総合評価落札方式)

- 1. 件名 R8北首都国道管内工事監督支援(その2)業務
- 2. 所属事務所 北首都国道事務所
- 3. 入札日時 令和8年2月20日 10:30~

業 者 名	技術評価点の内訳						履行確実性度	技術評価点 合計(A)	第1回			備考	摘要
	配置予定管理 技術者の経験 及び能力	配置予定担当 技術者の経験	賞上げの実施 に関する評価	WLB等推進企業 の評価	実施方針	技術提案			入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A)+(B)		
評価のウェート	10.5	3.5	3.5	0.3	21.0	21.0		60.0000	—	30.0000	90.0000		
(株)緑エンジニアリング	10.5	3.5	3.5	0.0	21.0	16.8	1.00	55.4385	116,000,000	5.5789	61.0174		落札
(株)スリーエスコサルタンツ	10.5	3.5	3.5	0.3	18.6	8.4	1.00	44.9824	115,360,000	5.7136	50.6960		

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。  
 ※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

開札後に履行確実性に関する審査を実施した結果、令和8年4月1日付けで落札決定した。  
 入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。